

資料 4 - 1

令和 4 年度仙台市食品衛生監視指導計画 主な変更点

令和 3 年度計画からの主な変更点は次のとおりです。

1	営業施設に対する監視の頻度	15 頁
改正内容	「表 1 監視の頻度」に、自主回収報告の原因施設に対する監視の頻度を追記する。	
理由	令和 3 年 6 月に改正食品衛生法の自主回収報告制度が施行された。原因施設の監視の頻度は、健康被害の可能性や再発防止の観点から、回収理由に応じて個別に設定するもの。	
2	営業施設に対する監視指導の内容	15～17 頁
改正内容	①「表 1 監視の頻度」の監視予定回数について、HACCP に沿った衛生管理の実施状況に応じて監視回数を設定することとする。 ②「表 2 主な監視指導項目」に HACCP に沿った衛生管理を追記する。 ③「表 4 収去等検査計画」において、拭き取り検査等の作業場等の検査の割合を増やす。	
理由	施設の規模や HACCP の取組み状況に応じて監視指導の頻度を定め、効率化を図るもの。 施設の HACCP の取組み状況は、食品の製品検査の他、作業場の拭き取り検査等による科学的な検証を行い評価するもの。	

※その他所要の文言修正を行います。